

令和七年第三回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和七年二月十日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○知久教育長 ただいまから令和七年第三回世田谷区教育委員会定例会を開催いたします。

まず、次第の1、本日の会議録への署名委員を指名させていただきます。鈴木委員と坂倉委員、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、議案十一件と事務局からの報告が十三件ございます。

それでは、次第の2、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第一 議案第二号 令和七年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針

○知久教育長 議案第二号につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長 それでは、議案第二号、令和七年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について御説明を申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十六条に規定される教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、令和七年度の実施方針を決定するため、提出するものでございます。

二ページ、1の趣旨でございますが、(1)の効率的な教育行政の一層の推進及び(2)の教育委員会の責任体制の明確化を図ります。

2の実施方法でございますが、(1)、世田谷区教育振興基本計画の二十の取り組み項目を対象として、年一回実施いたします。点検評価の対象となる取り組み項目は三ページに参考として記載してございますので、後ほど御覧ください。

実施方法の(2)以降につきまして、(2)、点検及び評価は令和六年度の取り組み項

目の進捗状況を踏まえまして、課題や今後の取組みの方向性を示すものといたします。(3)、点検及び評価に当たりましては、学識経験者の意見を聴取するとともに、学校などの意見の反映に努めます。(4)、結果につきましては、報告書を作成し、世田谷区議会へ提出するとともに、ホームページ等で公表いたします。

3の教育に関し学識経験を有する者の選任及び委嘱でございますが、昨年度同様に三名の先生方をお願いし、意見を伺ってまいります。(2)の任期は記載のとおりでございます。

4のスケジュールでございますが、五月から、取組み項目の進捗状況等を取りまとめた資料を基に、学校からの意見を踏まえまして、教育委員の皆様にご議論いただきます。また、学識経験者からも御意見をいただき、報告書を作成してまいります。その後、九月には区議会へ報告し、区民の皆様にご公表してまいります。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○知久教育長 それでは、議案第二号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第二を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第二 議案第三号 世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する

る規則の一部を改正する規則

○知久教育長 議案第三号につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長 それでは、議案第三号、世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則について御説明を申し上げます。

教育指導課におきまして会計年度任用職員を任用するため、新たに職を設定いたします。職の設定に当たりまして、設置に関する規則を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。

内容につきましては二ページ以降、世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則及び三ページ以降の世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表のとおりでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○知久教育長 それでは、議案第三号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第三を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第三 議案第四号 区議会提出議案に関する意見聴取（令和六年度一般

会計補正予算案（第七次）（教育委員会事務局所管分）

○知久教育長 議案第四号につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長 それでは、議案第四号、区議会提出議案に関する意見聴取（令和六年度一般会計補正予算案（第七次）（教育委員会事務局所管分））について御説明を申し上げます。

本案は、令和七年第一回世田谷区議会定例会に提出予定でございます令和六年度一般会計補正予算案（第七次）（教育委員会事務局所管分）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき区長から意見を求められましたので、提案するものでございます。

まず、一般会計補正予算（第七次）でございます。歳入につきましては、資料右上一二ページを御覧ください。なお、資料の都合上ですが、右上にページが二種類記載されております。大きいほうの数字で御案内いたしますので、そちらで御覧ください。記載の金額はいずれも区全体のものでございますが、教育委員会事務局所管分の主な内訳を御説明いたします。

13 国庫支出金の02 国庫補助金でございます。補正予算額は六億三千八百七十万五千円の減額となりますが、そのうち教育委員会事務局所管分は一億二千七百七十四万三千円の増額補正となり、各小・中学校改築工事の補助金額が内定したことなどによるものでございます。

次に、15 財産収入につきましては、補正予算額一億九千三百六十一万四千円のうち、義務教育施設整備基金及び世田谷遊びと学びの教育基金、それぞれの運用利子四千百五十一万円の増額補正、小学校用地改修のための教育債として五千三百万円の増額補正となります。

次に、歳出につきまして、資料右上二五ページを御覧ください。08 教育費

の補正予算額は九十七億六千三百八十七万三千円の増となっております。主な内訳について御説明いたします。

01 教育総務費といたしましては、部活動支援員の謝礼の増額や、令和七年度に予定していた中学校の教科書採択に伴う教師用指導書等の購入の前倒しなどによりまして、一億一千二百八十六万二千円の増額補正となっております。

02 小学校費です。今年度の小学校改修・改築工事費用の減額及び令和七年度に予定しておりました改修工事や暑熱対策の前倒しにより、合計で千九百九十七万九千円の減額補正となります。

03 中学校費でございます。令和五年度の区全体の執行残額のうち義務教育施設整備基金への積立てとして九十六億四百九十一万三千円の増額、また、02 小学校費と同じく、改修・改築工事費用の減額及び令和七年度に予定しておりました改修工事や暑熱対策の前倒しなどによりまして一億千二百四十五万九千円減額補正し、合計で九十四億九千二百四十五万四千円の増額補正となっております。

05 幼稚園費です。中町幼稚園の改修工事設計の委託料減額により三千万円の減額補正となっております。

06 社会教育費でございます。民家園の改修工事費の減額及び令和七年度の補修工事の前倒し、教育会館のLED化改修工事の前倒し、梅丘図書館の工事費用の増額により、合計で二億八百五十三万六千円の増額補正となります。

次に、繰越明許費の補正でございます。資料右上一八ページを御覧ください。08 教育費につきましては、合計で二十一億百八十一万四千円を令和七年度に繰り越しますが、先ほど御説明いたしました前倒しで行う各小・中学校及び施設の工事や中学校の教科書採択に伴います教師用指導書等の購入が令和七年度も継続することによるものでございます。

最後に、債務負担行為の補正でございます。資料右上一九ページを御覧ください。

さい。労務単価等の上昇によりまして、瀬田小学校及び梅丘図書館の改築工事委託料並びに砧小学校及び弦巻中学校の改築設計委託料の増額と合わせて六千七百二十万円の増額変更、また、奥沢中学校の改築工事期間が一年延長になったことに伴いまして、仮設校舎も借用期間が延長になります。一億千八百三十九万三千円の増額により、合計一億八千五百五十九万三千円の増額変更となります。

以上が一般会計補正予算案（第七次）（教育委員会事務局所管分）の主な概要でございます。なお、詳細は資料右上二一ページ以降の世田谷区補正予算説明書を後ほど御確認いただければと思います。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○知久教育長 それでは、議案第四号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第四を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第四 議案第五号 区議会提出議案に関する意見聴取（令和七年度一般会計予算案（教育委員会事務局所管分）及び令和七年度学校給食費会計予算案）

○知久教育長 議案第五号につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長 それでは、議案第五号、区議会提出議案に関する意見聴取（令和七年度一般会計予算案（教育委員会事務局所管分）及び令和七年度学校給食費会計予算案）について御説明申し上げます。

本案は、令和七年世田谷区議会第一回定例会に提出予定でございます令和七年度一般会計予算案（教育委員会事務局所管分）及び令和七年度学校給食費会計予算案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき区長から意見を求められましたので、提案するものでございます。

まず、一般会計でございます。資料右上二〇ページを御覧ください。教育委員会事務局所管分の令和七年度の歳出予算は、左側の表の赤枠、08教育費で、予算額は三百九十八億五千五百万円、前年度比は二・八％、十億九千四百万円増となっております、区全体の予算額の約一割を占めてございます。

次に、学校給食費会計でございます。資料右上二八ページを御覧ください。令和七年度の予算規模は三十九億四千七百万円で、前年度比は一一・七％、四億一千四百万円の増となっております。なお、令和七年度の新規拡充事業の詳細や予算増減理由等につきましては、既に説明したとおりでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、議案第五号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第五ですが、日程第六及び日程第七の三つの議案に関連する3、報告事項(1)施設使用料等の見直しに伴う条例の一部改正についての説明を先に聴取したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なしと認め、報告事項の聴取に入ります。

(1)施設使用料等の見直しに伴う条例の一部改正について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、施設使用料等の見直しに伴う条例の一部改正につきまして御説明させていただきます。資料は報告事項の(1)としてお示しをさせていただきますので、御覧ください。

まず、1の主旨でございます。令和六年十一月の教育委員会で施設使用料等の見直しの考え方に基づき、改定検討対象とした各施設の使用料等の改定額の案を御報告し、その後、議会での議論や区民意見募集を実施してきたところでございます。このたび、令和七年十月に施設使用料等の改定を実施するため、教育委員会事務局をはじめ、各所管部より、令和七年第一回区議会定例会に関連の条例改正案を提出するものでございます。

次に、2の見直し施設及び改正条例についてでございます。改正が必要な条例は、一ページから二ページの一覧表に記載のとおりでございます。教育委員会事務局の所管する条例につきましては二ページの表の最後になりますけれども、世田谷区立学校施設使用条例、世田谷区立図書館条例及び世田谷区立郷土資料館条例の三条例でございます。この三条例につきましては、区議会提出議案に関する意見聴取の議案として、後ほど御審議いただきます。

続きまして、3の施設ごとの使用料等改定額案からの変更についてでございます。こちらは、昨年十一月の教育委員会で御報告いたしました施設使用料等の改定額案からの変更点について記載をさせていただきます。(1)の区民斎場、ま

た、三ページに進んでいただきますと、(2)として玉川・砧総合支所駐車場、その下でございます(3)の世田谷美術館・文学館、最後に(4)の庭球場、テニスコ場でございますけれども、以上、この四施設につきましては、主に周辺状況や区民意見募集の結果等を踏まえまして、改定額をお示しした案から変更してございます。なお、教育委員会事務局所管の施設に関する変更はございません。

次に、4、区民意見募集の結果についてでございますけれども、四ページからの別紙としてまとめてございますので、後ほど簡単に御説明いたします。

先に5の今後のスケジュールでございます。二月の「区のおしらせ」で区民意見募集の実施結果を公表した後に、区議会第一回定例会に関連条例の改正案を御提案させていただきました。四月の「区のおしらせ」で改定内容の周知を行い、十月に新料金適用を予定してございます。なお、十月の新料金適用に一部の施設を除くとの記載ございますが、これは、大田区と共同運営を行っている多摩川玉堤広場、こちらは駐車場やサッカー場等でございますけれども、こちらを指しております。大田区の料金改定時期に合わせて、令和八年四月から新料金適用を予定してございます。

それでは、四ページを御覧ください。施設使用料等の改定案に対する区民意見募集の実施結果でございます。昨年十一月十五日より三週間、施設使用料等の改定案に関する区民意見募集を実施いたしました。4の意見提出人数及び件数として記載のとおり、全体で百十六件の御意見をいただきました。御意見の主な内容につきましては5の主な意見の概要として記載してございますが、(1)の見直しに賛成もしくはおおむね賛成の御意見が四件、また、(2)から次の五ページにわたります(4)まで、こちらは見直しに反対の御意見でございますが、合計で八十六件、また、そのほかに、見直しの考え方に関する御意見やその他の要望、合わせて二十六件の御意見をいただいております。御意見の詳細につきましては六ページ以降に記載してございます。

最後に、三五ページ以降の区全体の施設使用料等改定施設及び改定額一覧の中で、教育委員会事務局所管の条例改正が必要となる施設を御案内させていただきます。

六七ページを御覧ください。こちらは、小学校、中学校（学校開放施設）となります。全て学校開放施設の表となりますけれども、それぞれの改定額につきましましては、ブルーで表示してあるとおりの金額でございます。

次の六八ページを御覧ください。こちらはプラネタリウムの改定額となります。同じく改定額をブルーで表示してございます。

最後、次でございます六九ページ、こちらは郷土資料館の集会室となります。改定額は記載のとおりでございます。

私からの説明は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○知久教育長 それでは、次第の2、議事に戻ります。

ただいま報告のありました施設使用料等の見直しに伴う条例の一部改正に関する議案である日程第五から日程第七までを併せて上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第五 議案第六号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立郷土

資料館条例の一部を改正する条例）

日程第六 議案第七号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立図書

館条例の一部を改正する条例）

日程第七 議案第八号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立学校

施設使用条例の一部を改正する条例）

○知久教育長 それでは、提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長 それではまず、議案第六号、区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立郷土資料館条例の一部を改正する条例）について御説明を申し上げます。

本案につきましては、令和七年第一回世田谷区議会定例会に提案するに当たりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条に基づき区長から意見の求めがございましたので、御審議をお願いするものでございます。

本案は、令和七年十月に施設使用料等を改定するため、世田谷区立郷土資料館条例の一部を改正するものでございます。改正の内容でございますが、資料右上五ページの新旧対照表を確認ください。本条例につきましては、区議会にて御議決いただいた後、公布日から施行することとしております。

本案についての説明は以上でございます。

次に、議案第七号、区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立図書館条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

本件につきましては、先ほどと同様、令和七年第一回世田谷区議会定例会に提案するに当たりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条に基づき区長から意見の求めがございましたので、御審議をお願いするものでございます。

本案は、令和七年十月に施設使用料等を改定するため、世田谷区立図書館条例の一部を改正するものでございます。改正の内容でございますが、資料右上五ページから一三ページの新旧対照表を御確認ください。本条例につきましては、区議会にて御議決いただいた後、公布日から施行することとしてございます。

本案についての説明は以上でございます。

○秋山学校教育部長 引き続き私から、議案第八号、区議会提出議案に関する

意見聴取（世田谷区立学校施設使用条例の一部を改正する条例）について御説
明申し上げます。

本件につきましては、令和七年第一回世田谷区議会定例会に提案するに当た
りまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づ
き区長から意見の求めがございましたので、御審議をお願いするものでござい
ます。

本件は、令和七年十月に施設使用料等を改定するため、世田谷区立学校施設
使用条例の一部を改正するものでございます。改正内容につきましては、資料
右上六ページ以降の新旧対照表を御参照ください。本条例につきましては、区
議会にて御議決いただいた後、公布日から施行するものとしております。

本案について、説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いい
たします。

○知久教育長 ただいまの三件の説明に対して、御質問、御意見がございまし
たら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○知久教育長 それでは、本三件について一括して採決を行います。

本三件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なし認め、議案第六号から議案第八号を原案のとおり承
認いたします。

次に、日程第八を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第八 議案第九号 区議会提出議案に関する意見聴取（職員の分限に関
する条例の一部を改正する条例）

○知久教育長 議案第九号につきまして、秋山学校教育部長より提案理由の説明をお願いします。

○秋山学校教育部長 それでは、議案第九号について御説明をさせていただきます。

本件は、区議会条例改正議案を提案するに当たりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条に基づき区長から意見の求めがございましたので、御審議をお願いするものでございます。

議案第九号の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例ですが、刑法の改正に伴う規定整備をいたします。改正内容としては、懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑を創設したため、改めるものでございます。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○知久教育長 それでは、議案第九号について採決を行います。
本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。
次に、日程第九を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第九 議案第十号 区議会提出議案に関する意見聴取（職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）

○知久教育長 議案第十号につきまして、秋山学校教育部長より提案理由の説明をお願いします。

○秋山学校教育部長 続きまして、議案第十号、区議会提出議案に関する意見聴取（職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

本件につきましては、令和七年第一回世田谷区議会定例会に提案するに当たりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき区長から意見の求めがございましたので、御審議をお願いするものでございます。

本案の内容でございますが、子育て部分休暇の新設に伴い、規定の整備を図るものでございます。改正内容としては、部分休業の承認において、これまでの休暇等に子育て部分休暇を追加するものでございます。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○知久教育長 それでは、議案第十号につきまして採決を行います。本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第十を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第十 議案第十一号 区議会提出議案に関する意見聴取（幼稚園教育職員
の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部
を改正する条例）

○知久教育長 議案第十一号につきまして、秋山学校教育部長より提案理由の

説明をお願いします。

○秋山学校教育部長 それでは、議案第十一号、区議会提出議案に関する意見聴取（幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

本件につきましては、令和七年第一回世田谷区議会定例会に提案するに当たりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき区長から意見の求めがございましたので、御審議をお願いするものでございます。

本件は、子育て部分休暇について定めるとともに、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正等に伴い、規定の整備を図るものでございます。

改正内容としては三点ございます。一点目、三歳に満たない子の育児または要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限の適用範囲を小学校就学の始期に達するまでの子まで拡大するというもの、二点目は、取得事由及び対象職員の拡大に伴い、休暇名称を子の看護休暇から子の看護等休暇に変更するというもの、三点目は、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備や、個別の周知、意向確認等に係る内容を反映するものでございます。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。
○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、議案第十一号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。
次に、日程第十一を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第十一 議案第十二号 区議会提出議案に関する意見聴取（職員の退職
手当に関する条例の一部を改正する条例）

○知久教育長 議案第十二号につきまして、秋山学校教育部長より提案理由の説明をお願いします。

○秋山学校教育部長 議案第十二号、区議会提出議案に関する意見聴取（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

本件につきましては、令和七年第一回世田谷区議会定例会に提案するに当たりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき区長から意見の求めがございましたので、御審議をお願いするものでございます。

本案は、雇用保険法及び刑法の改正に伴い、規定の整備を図るものでございます。

改正内容としては三点ございます。一点目、雇用保険法の改正に伴い、就業促進手当の給付内容の見直しにより関係条文を整理するというもの、二点目は、同じく雇用保険法の改正に伴い、地域延長給付の対象が令和七年三月三十一日以前の退職者から令和九年三月三十一日以前の退職者までに延長されるといふもの、三点目は、刑法の改正に伴い、懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑を創設したため、改めるものでございます。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○知久教育長 それでは、議案第十二号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の3、報告事項の聴取に入ります。

(2)世田谷区実施計画推進状況(案)について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、世田谷区実施計画推進状況(案)につきまして御説明をさせていただきます。

資料を御覧ください。1の主旨でございますけれども、世田谷区実施計画につきまして、令和六年度末見込みの各取組み実績や、令和七年度以降における計画等の修正などを反映いたしました実施計画推進状況(案)を取りまとめましたので、御報告をするものでございます。

早速でございます、資料右肩のページ番号で三ページをお開きください。まず、実施計画の位置づけでございます。実施計画は、基本計画に定めた理念や目標の実現に向けまして、中期的な展望に基づき、区としての具体的な取組みを定めた総合的な行政計画でございます。令和六年度から令和九年度までを計画期間といたしまして、令和六年三月に策定してございます。

また、2として記載してございますけれども、実施計画の推進状況についてでございます。基本計画に示す政策が掲げます令和九年度末目標を確実に達成するため、年度ごとに、実施計画に記載する全ての施策、事業の行動量の進捗を把握し、また、それを踏まえた区民、事業者等への効果を見込みまして、事業そのものや各目標値の見直しを行うものでございます。

今回、令和六年度末の行動量の実績、令和七年度以降の計画、計画変更理由、事業費をお示しするものでございます。

四ページを御覧ください。今年度の取りまとめ分からの変更点を記載してございます。前回、こちらは令和四年度になりますけれども、世田谷区未来つながるプラン推進状況では、行動量、成果指標ともに二月の区議会常任委員会及びこちらの教育委員会への報告の時点で具体的な修正後の目標値をお示ししておりました。今年度の取りまとめでは、成果指標につきまして修正の方向性、上方修正あるいは下方修正でございますけれども、こちらを記載してございます。

今後、四月以降に、令和六年度の行動量を通じた成果指標の達成度合いを踏まえまして、成果指標の見直しに関する調査を行い、成果指標の修正後の目標値を決定しまして、改めて九月の区議会常任・特別委員会及び教育委員会にて御報告をさせていただく予定でございます。

続きまして、五ページを御覧ください。3としまして、実施計画の推進状況ですが、令和六年度の具体的な推進状況につきましては、別紙1として達成率一覧シートを本日の資料の二〇ページから三〇ページに記載してございます。

二一ページにお移りください。教育委員会事務局所管分につきましては、二一ページの4-1、キャリア・未来デザイン教育の推進から、次の二二ページになりますけれども、6-3、文化財の保護・普及活動の推進まででございます。こちらに教育委員会としての取組み記載がございます。

先ほどのページ、六ページに一旦お戻りください。令和六年度の行動量を踏まえた計画修正でございます。今年度の行動量の見込みを踏まえ、令和七年度以降の行動量につきまして、百八十六の指標のうち三十三指標で計画の変更を行います。

教育委員会事務局所管分で行動量を修正した施策を一つ御説明させていただきます。

きます。資料右上のページ番号で六九ページを御覧ください。施策番号4―4、多様性や個性を認め伸ばす学びの場づくりでございます。実現に向けた行動量（アウトプット指標）の目標値の番号の1でございます。地域の企業や大学等と研究校が連携して実施した事業の実施回数でございますが、こちらは、各研究校において積極的な連携が進んだため、令和七年度以降の目標値を変更しております。また、その下に記載しております行動量の番号の2でございます。出前講座等による多様な体験学習の実施回数、また、次の七〇ページになりますけれども、行動量の3、高校・大学・企業等と連携して実施した事業の実施回数まで目標値の変更をしております。変更理由は七〇ページのその下に記載のとおりでございます。

再度、資料六ページにお戻りいただけますでしょうか。次に、成果指標でございます。成果指標は、百八十四指標のうち四十指標につきまして目標の上方修正または下方修正が生じる予定でございます。

次に、七ページを御覧ください。こちらは、新規項目の追加等により、現行の行動量、成果指標の枠組み自体の修正を行う予定のものでございます。教育委員会関連では、行動量の新規項目追加としまして、施策5―1不登校支援の強化において、アウトリーチ支援件数を追加しております。こちらの詳細は本日の資料七一ページから七二ページに記載しておりますので、お時間があれば後ほど御確認いただければと思います。

続きまして、八ページを御覧ください。八ページから一五ページまで、各施策の事業費をお示ししております。教育委員会関連の事業費につきましては、次の九ページに記載をしております。なお、令和六年度実績見込みを踏まえ、令和七年度以降の計画を修正した場合、修正計画に基づく事業費としての記載をさせていただきます。

最後に、資料一ページのがみ文にお戻りいただければと思います。今後の

スケジュールにつきましては記載のとおりでございますけれども、本年九月の区議会常任・特別委員会の報告に併せ、教育委員会でも御報告をさせていただきます予定でございます。

説明は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(3)新たな行政経営への移行実現プラン改定（案）について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、続きまして、新たな行政経営への移行実現プラン改定（案）について御説明させていただきます。

資料を御覧ください。まず、1の主旨でございます。世田谷区基本計画に掲げる目指すべき未来の世田谷の姿の実現に向け、持続可能な新たな行政経営への移行を着実に推進するため、区では、令和六年三月に新たな行政経営への移行実現プランを策定いたしました。このプランにおいては、プランの取組みとして、個別項目の内容、スケジュールを示すとともに、国や都の動向や事業の進捗等により個別項目の修正が必要となることが想定されるため、プランの期間中、内容の修正や新たな案件の有無について調査を行い、毎年見直しを図っていくこととしております。このたび、令和六年度の取組みの進捗を踏まえまして、新たな行政経営への移行実現プラン改定（案）として取りまとめましたので、本日御報告をするものでございます。

2の計画案でございますが、本編に沿って御説明させていただきます。今回お示しするものは、令和六年策定の当初計画からの修正点をピックアップした

抜粋版となっております。

資料右上のページ番号で四ページを御覧ください。当初計画からの変更点につきましては赤字で記載してございます。ページの左側中段でございます②区民目線からのサービス利便性の向上について、計画期間中の業務時間の削減を当初計画から六・七万時間積み増し、約九・六万時間削減する計画に変更してございます。次に、ページの右側上段でございます③職員の時間の効果的活用について、計画期間中の業務時間の削減を当初計画から一・五万時間積み増し、約十二・九万時間削減する計画に変更してございます。これらは、当初計画においては削減時間として積算できていなかった取組みの効果を改めて反映したものと及びプランの取組みの拡充によるものとなります。

続きまして、次の五ページを御覧ください。五ページ以降、七ページまで、五つの到達点ごとに、令和七年度の予算案における本プランに基づく新規取組みに係る経費を追記してございます。

五ページの①新たな仕組みづくりにつきましては、右上、令和六年度予算額七千九百万円に対し令和七年度は一億七千八百万円を計上してございます。

次に、六ページの上段②区民目線からのサービス利便性の向上につきましては、右上、令和六年度予算額二億四千九百万円に対し令和七年度は三億七千二百万円を計上してございます。

下段の③職員の時間の効果的活用につきましては、令和六年度予算額三億七千四百万円に対して令和七年度は六億三千二百万円を計上してございます。

続いて、七ページの上段として④業務量増に対しての効率的対応につきましては、令和六年度予算額三千万円に対し令和七年度は六千六百万円を計上してございます。

その下段でございます。⑤組織力の向上・人材の育成（専門性の向上）につきましては、令和六年度予算額二千八百万円に対し令和七年度は二億一千六百

万円を計上してございます。

続きまして、八ページ及び九ページには、それぞれの到達点ごとに取組み項目を一覧としてまとめてございます。八ページの到達点1、新たな仕組みづくりから次の九ページの到達点5、組織力の向上・人材の育成（専門性の向上）まで、三つの新規取組みを含めまして合計で百五の取組みとなつてございます。

一〇ページを御覧ください。取組み項目の表の見方でございます。令和六年策定計画からの主な変更点につきましては赤字で記載し、表の最後に⑧として主な修正点を文言としてお示ししてございます。

一一ページ以降に百五の取組み項目を、最後、六八ページまで記載してございます。教育委員会が所管する取組みにつきましては合計で十一の取組みがございりますが、変更があつた主な取組みについて簡単に御案内、御説明させていただきます。

二二ページを御覧ください。左側、1―22でございます。区立小・中学校等と区内高校・大学・企業等との連携の推進でございます。区内の教育資源や人材と学校をつなぐ仕組みを構築し、子どもたちの多様な学びを支援する取組みでございますが、魅力ある学校・園づくりを加速するとともに、学び舎拠点を単位とした展開を推進するため、計画を前倒しするなど、一部年次別計画を修正してございます。修正部分は赤字で表記してございます。

続きまして、四三ページの左側となります。2―22魅力ある図書館運営・サービスの推進でございます。図書館DXを進め、業務改善による利用者サービスの向上や、それぞれの地域の特性を生かした図書館の運営手法の検討を推進する取組みでございますけれども、利用者カード機能のオンライン化を前倒しして実施することとしたため、一部年次別計画を修正してございます。

最後に、四九ページの左側でございます。3―8学校生活サポーター等への

報償費支払事務等の効率化でございます。学校生活サポーター等への報償費支払い業務の改善により事務の効率化を図る取組みですが、仕組みの構築及び学校との調整に一定程度時間を要することが分かったため、年次別計画を一部修正してございます。

私からの説明は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(4)令和七年四月一日付け組織改正(案)について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、令和七年四月一日付け組織改正(案)について御説明いたします。

資料、1として記載の基本的な考え方でございますが、区政の重点課題、緊急課題への対応や事業見直し等に伴う体制を整備するため、令和七年四月一日付組織改正を行うものでございます。

三ページ目を御覧いただければと思います。組織改正案の表でございますが、表は左から所管部、現行組織、改正組織、改正内容として記載してございます。表の一番下でございます教育委員会事務局の記載がございます。世田谷区教育振興基本計画に掲げる教育DXの更なる推進を図るため、教育総合センターの教育研究・ICT推進課からICT部門を独立させ、教育DX推進担当課として改組いたします。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、

どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(5)区立小・中学校の給食費の改定について、本件に関して、鈴木学校健康推進課長より説明をお願いします。

○鈴木学校健康推進課長 区立小・中学校の給食費の改定について御説明いたします。

まず、1、主旨についてです。区立小・中学校の給食費は、世田谷区学校給食費に関する規則により、その単価を定めていますが、平成二十八年四月に改定を行って以来、据え置かれております。この間、大きく物価が上昇しており、不足する食材費への対応として、令和四年六月からは、保護者の負担軽減のため給食費を値上げすることなく、規則上の給食費単価の一〇%相当分を上乘せする食材費増額分の支援を行いました。また、令和五年度の給食費無償化以降も、物価高騰に対応して、令和五年十二月からは一五%相当分、令和六年四月からは一八%相当分の食材費を上乘せする臨時的措置を講じてまいりました。

こうした経緯から、規則上の給食費単価が物価高騰を踏まえた実態と大きく異なっていること、さらには、これまでどおりの栄養バランスや量を保った給食水準を維持するため、令和七年四月より、規則における給食費の改定を行います。

すぐ下に物価高騰に伴うこれまでの食材費増額の対応についての表を載せてございますので、後ほど御確認ください。

次に、2、給食費の比較についてです。区では、令和四年六月以降の食材費増額の検討の際に、国の学校給食摂取基準に基づき作成した令和三年度の一年

間の献立を基に、検討時点における食材費価格で献立を実施した場合にかかる一食当たりの単価を算出し、規則上の給食費単価との比較を行ってまいりました。

令和六年十二月時点の食材費価格で、同じ献立を実施した場合にかかる一食当たりの単価を算出した結果については、下の表を御覧ください。表に記載してございますとおり、規則上の給食費単価と令和六年十二月時点の一食当たりの単価を比較すると、価格差は七十六・〇九円、上昇率は二八・〇%となりますので、二八%相当分を上乗せする食材費増額を実施する必要があります。

次に、二ページを御覧ください。3、改定額は、下の表のとおり、規則上の給食費単価の二八%増額した金額とし、次に、4、改定時期は令和七年四月からいたしますが、給食費無償化のため、新たに保護者負担が生じることはございません。

最後に、5、今後のスケジュールは記載のとおりです。

説明は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(6)世田谷区立砧小学校・砧幼稚園改築基本構想見直しについて、本件に関して、高野教育環境課長より説明をお願いします。

○高野教育環境課長 それでは、世田谷区立砧小学校・砧幼稚園改築基本構想見直しについて御説明をいたします。

1の主旨でございます。世田谷区立砧小学校・砧幼稚園につきましては、令和五年度に工事手順を見直すとともに、医療的ケア児のモデル校の位置づけな

どを反映いたしまして、再整備方針を取りまとめております。これを踏まえまして、令和六年度は基本構想の見直し検討委員会を設置し、基本構想見直しの検討を進めてまいりました。このたび、施設規模及び概算事業費等を見直しまして、世田谷区立砧小学校・砧幼稚園改築基本構想を取りまとめたので、報告するものでございます。

資料の2の(1)基本方針を御覧ください。このたびの基本構想では、記載の五つの基本方針をまとめております。こちらの基本方針を踏まえて基本構想を取りまとめております。(2)敷地概要等は記載のとおりでございます。

二ページにお進みください。(3)の施設規模につきましては、中ほどの表の右側、整備後を御覧ください。地下二階、地上三階建て、延べ床面積約一万九百平米を想定しております。延べ床面積につきましては、令和五年度の再整備方針策定時より約千二百平米ほど増加しておりますが、児童推計に基づきます必要学級数の増加、特別支援学級、特別支援教室の指導場所の確保、ほっとルームや医療的ケアのための看護室の設置、新BOP室や防災倉庫の規模の見直しにより、面積が増加しているものでございます。また、幼稚園につきましては、幼稚園型認定こども園に移行し、給食の提供を開始するため、給食室を新たに設置することや、三年保育や預かり保育等の機能拡充を図ることから、増加をしております。

(4)の基本構想の見直しの特色につきましては、五ページの別紙1で御説明をさせていただきます。改築する校舎棟につきましては、学校機能をコンパクトにまとめ、敷地の西側に配置するとともに、せたがや百景に指定された百年桜を保存し、松の木を移植するなど、国分寺崖線の景観に配慮した計画としております。また、プールにつきましては、近隣の砧中学校へ整備する予定の簡易温水プールを共同利用することで、プールを造らず、可能な限り校庭を広く確保した計画としております。

各諸室のレイアウトにつきましては、次の六ページにお進みください。図面の左下、地下二階部分に幼稚園の機能を配置いたしましたして、地上一階から地上三階までが小学校機能となります。地下一階から地上一階には特別教室や体育館、図書館機能を有したメディアセンターなどを配置しております、普通教室は二階から三階に配置するなど、将来の地域開放を見据えたゾーニングをしております。また、メディアセンターを中心として、学校全体を学びと交流でつなぎ、誰もが自分の居場所を見いだせる学び場とするともに、教室前等の共用部分に学年ラウンジを設けるなど、多様な学び方に柔軟に対応できる工夫をしております。また、国分寺崖線の高台にあるという学校の特徴を生かしまして、富士山の眺望に配慮したテラスを設けるとともに、そちらを緑化することで国分寺崖線の緑のつながりに調和する景観を形成していきます。

三ページにお戻りください。エ)の医療的ケア児への配慮、オ)のZEB対応につきましても、それぞれ指針やガイドラインに沿いまして、設計の中でさらに反映してまいります。

四ページにお進みください。③の土砂災害特別警戒区域等の安全対策といいたしまして、擁壁の更新や土砂災害特別警戒区域を建物で覆うなど、街の安全対策も併せて実施をしております。

3の(1)概算総事業費については、約百二十七億円となっております。(2)施設維持管理費は記載のとおりでございます。

最後に、4、今後のスケジュールでございます。令和六年度から令和七年度にかけて基本設計を進め、令和七年度下旬からデザインビルド一括発注方式による事業者選定プロポーザルに取り組んでまいります。実施設計、改築工事等につきましても、令和八年度以降を予定しております。

説明については以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、

どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(7)世田谷区立八幡小学校改築整備方針について、本件に関して、高野教育環境課長より説明をお願いします。

○高野教育環境課長 それでは、世田谷区立八幡小学校改築整備方針について御説明をいたします。

1の主旨でございます。世田谷区立八幡小学校は、世田谷区の公共施設等総合管理計画におきまして、令和六年度より施設更新に着手する学校に選定しております。このたび、整備手法と配置計画の方向性等について改築整備方針として取りまとめたので、報告するものでございます。

2の改築整備方針の(1)基本的な考え方を御覧ください。①全面改築といたします。四ページの別紙の下の図を御覧ください。左側が現状、右側が整備イメージでございます。世田谷区の公共施設等総合管理計画では棟別の全棟整備を基本としておりまして、長寿命化が可能なものについてはリノベーションを行うこととしておりますが、今回、一棟と記載しております普通教室棟につきましては、日影規制の既存不適格によりまして周辺への影響があるため、改築としております。また、二棟と記載しております屋内運動場棟につきましても、学校機能の確保や将来の改築を見据え、改築としております。本方針では、校庭の東側に新校舎の教室部分を建設し、移転後、普通教室棟を解体し、屋内運動場を整備いたします。最後に既存の体育館棟を解体するなど、既存校舎や屋内運動場を活用しながら改築することで、仮設校舎を抑制した整備計画を行うこととしております。

一ページにお戻りください。③の改築中につきましては、給食は太子堂調理

場からの受入れにより対応いたします。また、工事期間中における校庭利用やプール利用につきましては、近隣校と連携するなど計画的な授業が実施できるよう取り組んでまいります。

④、校庭につきましては、近隣住宅への影響などを考慮しまして、ゴムチップや人工芝などの舗装材の採用について検討してまいります。

⑤、このたびの改築の機会を捉えまして、敷地周辺の擁壁等についても整備をしてまいります。

二ページにお進みください。(2)敷地概要等については記載のとおりでございます。

(3)施設規模につきましては、地上三階建て、延べ床面積約六千七百平米を想定しております。主な内訳ですが、普通教室は将来的な児童数を見据えまして十二教室、ワークスペースは標準設計仕様書に基づきまして三教室、特別支援学級及び特別支援教室の指導場所として五教室を想定しております。

三ページにお進みください。概算総事業費については約六十三億二千万円、施設維持管理費については記載のとおりとなっております。

最後に、4の今後のスケジュールですが、令和七年度、基本構想、令和八年度から令和十年度にかけて基本設計及び実施設計を行い、令和十一年度以降に改築工事に着手する予定でございます。

報告については以上です。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(8)世田谷区立松沢中学校改築整備方針について、本件に関して、高野教育

環境課長より説明をお願いします。

○高野教育環境課長 それでは、世田谷区立松沢中学校改築整備方針について御説明をいたします。

1の主旨でございます。世田谷区立松沢中学校は、世田谷区公共施設等総合管理計画におきまして、令和六年度より施設更新に着手する学校に選定しております。このたび、整備手法と配置計画の方向性等について改築整備方針として取りまとめたので、報告させていただくものでございます。

2の改築整備方針の(1)基本的な考え方を御覧ください。①一部改築等による全棟整備といたします。

五ページの別紙の下の図を御覧ください。左側が現状、右が整備イメージでございます。世田谷区の公共施設等総合管理計画では、棟別の全棟整備を基本とし、長寿命化が可能なものについてはリノベーションを行うこととしておりますが、左の図で一棟と記載している普通教室棟につきましては、日影規制の既存不適格により周辺への影響があるため、改築としております。また、二棟と記載の特別教室棟につきましても、構造上の長寿命化に適さないことや将来の改築の困難度から、改築としております。三棟と記載の屋内運動場棟につきましては、構造上の問題はなく、学校機能の確保も可能であることから、長寿命化を図ることとしております。四棟と記載の武道場・プール棟につきましては、平成五年の建物で築年数が浅く、性能面や環境面でも問題がないため、改修としております。

本方針では、校庭の南側、武道場・プール棟、屋内運動場棟の北側に新校舎を建設し、移転後、旧校舎を解体し、屋内運動場を整備するなど、既存校舎や屋内運動場を活用しながら改築することで、仮設校舎を抑制した整備を行うこととしております。

一ページにお戻りください。③の改築中につきましては、給食の提供は引き

続き太子堂調理場からの搬送により対応いたします。また、工事期間中における校庭利用やプール利用につきましては、近隣校と連携するなど計画的な授業が実施できるよう取り組んでまいります。

④校庭につきましては、近隣住宅への影響などを考慮いたしまして、ゴムチップや人工芝などの舗装材の採用について検討してまいります。

⑤、現在、松沢まちづくりセンターに併設されております松沢図書室との複合化に向けた検討を進めてまいります。

二ページにお進みください。イ)の敷地概要等につきましては記載のとおりでございます。

(3)施設規模につきましては、地上三階建て、延べ床面積約八千四百平米を想定しております。主な内訳ですが、普通教室は将来の三十五人学級化も見据えまして十二教室、ワークスペースは標準設計仕様書に基づきまして三教室としております。

三ページにお進みください。特別支援学級及び特別支援教室の指導場所として五教室を想定しております。3の(1)概算総事業費につきましては約六十四億九千万円、(2)施設維持管理費については記載のとおりとなっております。

四ページにお進みください。最後に、4の今後のスケジュールでございます。令和七年度、基本構想、令和八年度から令和十年度にかけて基本設計、実設計を行いまして、令和十一年度以降に改築工事に着手する予定でございます。

報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(9)世田谷区立奥沢中学校改築（区立児童館との一体整備）基本設計について、本件に関して、池田副参事（教育施設担当）より説明をお願いします。

○池田教育政策・生涯学習部副参事（教育施設担当） それでは、世田谷区立奥沢中学校改築（区立児童館との一体整備）基本設計について御説明いたします。

1の主旨を御覧ください。奥沢中学校については、仮設校舎を整備した上で中学校を全面改築し、児童館と自転車歩行者専用道路を整備することとして検討を進め、このたび基本設計を取りまとめましたので、御報告するものでございます。

2の基本設計の概要でございます。(1)建築概要、①の敷地概要につきましては記載のとおりとなっております。②の建物概要につきまして、基本構想からの変更点としまして、圧迫感があるなどの周辺住民の声を受けまして、中学校の階数を基本構想時の四階から三階建てに変更しております。また、③の面積比較でございますが、中学校整備後の延べ床面積が基本構想時から五百七十五平米増加しております。主な理由につきましては記載のとおりとなっております。

次の二ページにお進みください。(2)の配置計画・動線計画でございます。後ろのページに図面がございますので、そのまま七ページにお進みください。配置図になります。図面の左側が北側となります。改築する校舎につきましては、現在と同じ北側に配置し、南側を校庭といたします。区立児童館は、現在プールがある場所に整備してまいります。新設する道路につきましては、自転車歩行者専用道路とし、安全面への配慮と地域住民が行き交う空間としてまいります。また、中学校の地域開放出入口、地域入口と記載がございますけれども、こちらを北側に設けることで、開放を想定している図書室や多目的ルーム

にアクセスしやすく、また、児童館にとっても一体的な利用が可能な配置としてまいります。

次に、平面計画でございます。八ページにお進みください。中学校の配置図でございます。この学校の特色といたしましては、地域開放ゾーンを明確にしていることと、プールの在り方検討を踏まえた複数校で共同利用する屋内プール拠点校の第一号となることです。地域開放エリアにつきましては、各階の平面図に管理区画と記載しておりますので、こちらで普通教室等のエリアと可動間仕切りなどによって物理的に区画できるようにしてまいります。一階の簡易温水プールでございますが、こちらは水を補助的に加温することによりまして、五月頃から十月頃まで水泳授業を行うことが可能となります。利用期間を拡大することで、近隣の東玉川小学校、奥沢小学校との共同利用が可能となります。また、水泳授業を行わない期間、冬場でございますけれども、プールの上部を活用しまして運動などができるように検討しているところでございます。

次に、区立児童館についてでございます。一四ページにお進みください。こちらは児童館の平面図となります。計画地の周辺は住宅が近接していますので、施設の整備に当たりましては、隣地建物との距離や視線、圧迫感、音の発生などに配慮するため、建物の構造は鉄筋コンクリート造といたします。

資料三ページにお戻りください。(4)整備スケジュールでございます。児童館予定地を含む部分を先行して解体しまして、早期に児童館を整備することといたします。改築工事中も体育館は避難所として利用できるよう、現行の体育館棟を残して利用しながら、I期工事として、体育館、プール、給食室を含む校舎を先行して建設してまいります。また、I期工事の校舎に普通教室を入れることで、生徒が仮設校舎で過ごす期間を可能な限り短くする計画としております。

(5)外構計画につきましては記載のとおりとなっております。

続いて、(6)防災計画でございます。避難所となる体育館や多目的ルーム、格技室は、停電時でも使用できる電源自立型の空調設備を配置してまいります。防災倉庫は校舎北側の外部から直接アクセスができる場所に配置し、マンホールトイレを十基御用意いたします。

(7)から(9)までは記載のとおりとなっております。

四ページにお進みください。続いて、4の概算経費でございます。中学校の概算事業費は約九十一億四千万円となります。内訳は記載のとおりでございますが、実施設計でさらに精査してまいります。児童館の概算事業費は約八億円となります。

五ページにお進みください。最後に、今後のスケジュールでございます。この三月に住民説明会を予定しております。令和九年度に児童館と中学校のⅠ期校舎の供用開始を予定しております。Ⅱ期校舎の供用開始は令和十一年度を予定しております。

説明は以上となります。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(10)区立小中学校における施設の暑熱対策について、本件に関して、池田副参事（教育施設担当）より説明をお願いします。

○池田教育政策・生涯学習部副参事（教育施設担当） それでは、区立小中学校における施設の暑熱対策について御説明いたします。

1の主旨を御覧ください。学校施設の暑熱対策として、普通教室等の空調に

つきましては令和九年度までの更新を順次実施しているところでございますが、体育館の空調につきましては、令和元年、令和二年に導入したものの、冷房能力が弱いため、複数の学校や保護者、地域の皆様から暑いとの声をいただいております。今年度、学校内の全体の電気容量を調べまして、どれぐらい冷房能力を増やす必要があるのか、一部の学校ではありませんが、現況調査を実施しまして、効果的な対策の検討を行ってまいりました。このたび、今年度実施した対策を踏まえまして、学校施設の暑熱対策について、令和九年度までの方針を取りまとめましたので、御報告いたします。

2のこれまでの経緯につきましては記載のとおりとなっております。

3の校舎棟の暑熱対策についてでございます。こちらにつきましては別紙1の校舎棟・暑熱対策の方針図で御説明いたしますので、八ページまでお進みください。水色のフロー図になります。校舎棟における対策の方針図でございます。黄色のマークのところでございますけれども、主に令和七年夏までに実施するものとなります。

図の左側から御説明いたしますと、小・中合わせて九十校のうち、普通教室等のエアコン更新計画の学校は六十四校ございます。そのうち八校は令和五年度に改修が済んでおるものがございます。二十二校は今年度に改修済みでございます。赤い二重枠の黄色いマークのところ、十一校につきまして、令和七年度に実施するものがございます。次に、太枠の二十三校でございますが、こちらは令和八年度以降に実施予定の数となります。十一校と二十三校の学校名は資料二ページに記載しておりますので、こちらは後ほど御確認いただければと思います。二十三校につきましては、来年度、エアコンの更新がありませんので、暑熱対策を急ぎ実施いたします。

続いて、右側の断熱・遮熱対策を御覧ください。窓面には赤い二重枠の黄色いマークのところ、二十校に遮熱カーテンを実施してまいります。なぜ遮熱

カーテンかでございますが、今年度、ロールスクリーンやガラスコーティングというものも実施しているのですけれども、費用対効果が一番高いとなったのがカーテンでございましたので、遮熱カーテンを採用しているところですが、屋根・天井面には、赤い二重枠の黄色いマーカールのところの十一校、こちらは教室の天井内部に断熱材を入れてまいります。

次に、体育館の暑熱対策でございます。こちらにつきましては、別紙2、体育館の方針図で御説明いたしますので、次の九ページにお進みください。こちらは黄緑色のフロー図となります。

図の左側から御説明しますと、九十校のうち、下にある十六校は改築中あるいは改築を公表している学校でございます。こちらを除くと七十四校でございます。その中で、エアコンの能力が百十二キロワットある改築が済んだ三校を除いた七十一校と、改築予定校十六校のうち二校、太子堂中と八幡中につきまして、合わせて七十三校にエアコンを増やしてまいります。令和六年度電気容量の調査が済んだ三十四校のうち、右側にある黄色いマーカールの四つの中学校につきましては、校舎内に電源自立型の空調が入っていないため、令和七年度にエアコンの設計を行いまして、令和八年度にエアコンの設置工事を行ってまいります。残り三十校のうち、右側にある黄色いマーカール、二十二校につきましては、来年度、エアコンを増強しまして、黒い太枠にある八校については、来年度、整備手法を検討しまして、令和八年度にエアコンを設置してまいります。体育館空調を増強する七十三校の学校名は資料五ページに記載しておりますので、こちらにも後ほど御確認いただければと存じます。

続きまして、断熱・遮熱対策でございます。令和七年夏に空調の増強ができない学校としまして、赤い枠であります四校と未調査なっている三十九校と電気容量の余裕がない八校、合わせまして五十一校に遮熱対策、断熱対策を施してまいります。そのうち、窓面につきましては、黄色いマーカールの四十一校に

遮熱カーテンを設置してまいります。屋根・天井面につきましては、体育館の屋根が鉄板敷きになっているものは三十八校ありますので、三十八校のうち黄色いマーカ―の三十校に天井輻射熱反射シート、もしくは屋根に散水装置を予定しております。続いて、二校につきましては、断熱カバー工法を夏休み中心に工事を行ってまいります。今年度実施しました遮熱対策の実際の施工例につきましては、資料一〇ページ以降から別紙3として載せておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

資料六ページに戻っていただきまして、5、プールにおける暑熱対策でございます。今年度実施しましたプールにおける遮熱シートにつきましては、設置の安全性を確保するため、周りを鉄筋コンクリートの壁で囲まれたプールサイドのある学校におきまして、プールサイドの短辺方向に設置しておったところでございます。その他の学校につきましては、設置物の安全性を確保する施工方法を引き続き検討してまいります。

次の七ページにお進みください。6の学びの多様化学校の暑熱対策でございます。こちらは、令和八年四月開設に当たりまして、改修工事を行う機会を捉えて実施してまいります。

最後に7、事業予定額でございます。令和七年度の総額は約二十億八千万円となります。

説明は以上です。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(11) 「旧林愛作邸」の保存範囲の考え方について、本件に関して、渡邊生涯

学習課長より説明をお願いします。

○渡邊生涯学習課長 それでは、「旧林愛作邸」の保存範囲の考え方につきまして御報告いたします。

1の主旨を御参照ください。駒沢一丁目一番地区に現存する旧林愛作邸につきましては、所有者から、保存活用の実現には都市計画諸制度等の活用が必要である旨の要望を受けましたことから、昨年八月に駒沢一丁目一番地区に現存する旧林愛作邸の保存及び活用に向けた土地利用の基本的な考え方をまとめ、これに基づきまして、区民の意見も伺いながら、所有者等と協議を進めております。

この土地利用の基本的な考え方に示しましたとおり、旧林愛作邸の重要性や現位置での保存の必要性につきまして、周辺住民の皆様にご理解いただく必要がありますことから、有識者の意見を踏まえて、旧林愛作邸の保存範囲の考え方を取りまとめましたので、御報告するものです。

今後、この保存範囲の考え方に基づき、近隣住民説明会を開催するとともに、所有者と保存及び活用に向けた協議を進めることとしております。

2の経緯を御参照ください。土地利用の基本的な考え方につきましては、昨年八月の当定例会に報告をした後、十月に近隣住民説明会を開催いたしました。説明会での主な意見としましては、旧林愛作邸の歴史的価値の根拠や現位置保存の必要性が不明瞭であるといった御意見をいただきました。

3の「保存範囲の考え方」の概要を御参照ください。今回取りまとめました保存範囲の考え方につきましては、土地利用の基本的な考え方に定めた地域資源の魅力を高める取組みの一環としまして、周辺住民の皆様にご旧林愛作邸の保存及び活用に関する御理解をいただくことを目的に取りまとめたものでございます。取りまとめに当たりましては、記載のとおり、旧林愛作邸の重要性や保存について知見を有する有識者二者からヒアリングを実施いたしました。

まず一者目ですが、後藤治工学院大学教授につきましては、元文化庁の職員でございます。同じライトの建築物で豊島区にございます自由学園明日館の重要文化財の指定の際に担当されており、ライト建築に造詣の深い方のお一人であることから依頼をし、御快諾をいただきました。主な意見といたしましては、旧林愛作邸の重要性や現位置保存が必須であることのほか、主屋周辺のアプローチ部分などの保存の必要性につきまして御意見をいただきました。

続きまして、世田谷区文化財保護審議会の各委員にも、現地視察の上、御意見をいただきました。主な御意見としましては、ライト建築の世界的な評価や、旧林愛作邸がそうしたライト建築の特徴をよく表しており、現位置保存の必要性などに加え、主屋やその周辺、守衛室や植栽について、建築当時の様子を伝えるものは保存すべきであるとの御意見をいただきました。

こうした御意見を主屋周辺及びその周囲などのエリア別に整理をし、保存範囲の考え方として取りまとめております。

三ページ以降を御参照ください。全体の構成としましては、1を旧林愛作邸の重要性や現位置保存の必要性に関する御意見、2を各エリアの現状、3を保存範囲に関する御意見の考え方として取りまとめております。三ページの1を御参照ください。旧林愛作邸の重要性や、移築ではなく現位置保存の必要性、また、文化財保護制度の中で保護すべき建築物であるといった御意見を記載のとおり整理してございます。

2の現状と3の考え方の主なものにつきましては、これから順次説明させていただきますが、現況の写真を御覧いただきながらお聞きいただければと存じます。

六ページを御参照ください。各写真には通し番号が振っております。1の主屋、2の玄関周辺につきましては、建築当初の位置に現存し、当初の雰囲気伝えており、現位置保存が必要であるとの御意見がありました。

3の徒渉池につきましては、現状は水が張られておりませんが、旧林愛作邸のデザインを特徴づける重要な構成要素であり、現位置保存が必要であるといった御意見がございました。

4の主屋東側にある西洋松は、建築当初に植栽されたと考えられており、同じく当初の雰囲気が残る5の芝庭や地形の一部として現位置保存が必要であるとの御意見をいただきました。

続きまして、主屋の北側部分になります。6の守衛室は、主屋と同時期の建築と考えられ、当初の姿がよく残っているため、主屋とともに保存すること、また、門柱の一部は建築当初からのものであることなどから保存が必要であるとの御意見がございました。

七ページを参照ください。7、入口動線として、正門及び門柱の写真でございますが、いずれも建築当初の位置にあり、北側道路との位置関係も旧林愛作邸保存の重要な要素であること、また、8の玄関へのアプローチは、仮囲いで隠れてはおりますが、奥にあります主屋と正門の位置関係を維持する上で重要なスペースであることから、それぞれ維持することが必要であるとの御意見がございました。

また、9のロータリーには、建築当初の植栽と思われますヒマラヤスギの高木が生育しており、ロータリーの形状も含め現位置に保存し、主屋から正門まで一体的に庭園として保存していくことが必要であるとの御意見がございました。

続いて、10の西側の主屋跡ですが、建築当初の写真では主屋が西側に延びていたことが確認されており、十分な空地を確保することが必要である、また、北西側空地は、主屋周辺及び北側の保存エリアと不可分の庭園となっており、今後の林邸活用のために必要となる可能性もあるため、一体的に保存していくことが必要であるとの御意見がございました。

また、11の東側社宅、12の南側野球場、13の南西側擁壁につきましては、当時の状況などの詳細を現状からうかがい知ることができないとの御意見でございました。

五ページを御参照ください。以上御説明いたしました建築物や樹木などのうち、建築当初から現存するために現位置での保存が必要であるとの有識者の御意見に関しまして、それぞれ図にお示しをしております。それぞれの対象物を網羅する範囲を特に保存が望まれる範囲といたしまして赤い一点破線でお示しをしております。

最後に、今後のスケジュールです。二ページにお戻りください。本日以降、所有者にこの保存範囲の考え方を提示いたしましたして、年度内に保存範囲に関する合意ができるよう協議を進めてまいります。また、近隣住民の皆様を対象としました説明会を二月二十八日及び三月一日の二回、開催する予定としてございます。

私からの報告は以上です。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(12)議会の委任による専決処分報告（損害賠償請求事件に係る和解）、本件に関して、山本教育指導課長より説明をお願いします。

○山本教育指導課長 私からは、訴訟事件の和解について御報告いたします。

資料を御覧ください。本案件ですが、令和五年三月二十四日に、世田谷区を被告とした損害賠償請求事件に関する訴訟が届きました。原告は、現在、区立小学校で時間講師をしている、当時は区立小学校の教諭でございます。請求の

趣旨につきましては、平成三十一年四月八日に、当時在籍していた世田谷区立小学校において、勤務中に階段で転倒し、右橈骨遠位端を骨折されました。その際、治療や勤務に当たつての校長の言動及び対応により治療が遅れたことから後遺障害が発生し、再任用職員としての勤務を断念したことによる逸失利益と慰謝料等について、学校設置者である世田谷区に対し支払いを求めるものがございます。

この間、特別区人事・厚生事務組合法務部と協議しながら対応を進めてまいりましたところ、令和六年十一月二十五日に裁判所より和解案が提示されました。本和解案に応じるかを法務部等と検討し、区長の了解の下、和解に応じることいたしました。

和解金額としては4に記載のとおりでございます。

本和解は、地方自治法第百八十条第二項に基づく専決処分としたことから、令和七年二月七日、第一回世田谷区議会臨時会において世田谷区長より区議会へ報告しております。

私からは以上です。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(13) 民設民営放課後児童健全育成事業の整備・運営事業者の決定について、本件に関して、加野地域学校連携課長より説明をお願いします。

○加野地域学校連携課長 それでは、民設民営放課後児童健全育成事業の整備・運営事業者の決定について御報告いたします。

1、主旨でございます。区では、新BOP学童クラブの大規模化等の解消に

向けて、区の補助による民設立民営放課後児童健全育成事業の整備を進めているところですが、今回の審査では、一業者からの提案があり、選定委員会での審査結果を踏まえ、当該事業者を整備・運営事業者として決定いたしましたので、御報告するものです。

2、採択した事業者及び提案施設です。事業者は株式会社チャイルドビジョンで、放課後児童健全育成事業としての実績はありませんが、都内で十五施設、近隣区で申し上げますと杉並区で二園、大田区で六園等の認可保育所を運営している事業者です。令和八年四月に定員八名程度の施設で開所する予定で、優先受入れ校は塚戸小学校です。

四ページに参考として提案地の場所とその周辺図を記載しておりますので、併せて御確認ください。

3、経過につきましては記載のとおりでございます。

4、評価です。(1)基本方針につきましては、これまで実施してきた提案型の審査と同様で、事業者の理念や運営管理体制、質の確保といった点を重視しながら、評価、審査を行ってまいりました。詳細につきましては、表中の記載内容を御覧ください。

続きまして、二ページ、(2)審査方法です。書類審査、現地調査・ヒアリング審査を実施し、総合的に評価をした上で整備・運営事業者を選定いたしました。

三ページにお進みください。5、審査結果、(1)書類審査及び現地調査・ヒアリング審査です。それぞれの審査ごとの評価点数を表にまとめております。民設民営放課後児童クラブの整備・運営事業者の選定に当たりましては、これまで同様、総合評価点数が満点の七割を超えることを基本とし、質の確保や提案の実現性を総合的に判断しております。今回の提案に関しましては、総合評価点数が基準となる七割を超えた提案という評価となりましたので、提案

を採択することとしました。

(2)総合評価です。チャイルドビジョンが運営する認可保育所の中でも比較的規模が大きく、五歳児までを保育する園における現地調査の中で、子どもたちの遊びの中から手作りのおもちゃを工作するなど、子どもたちの興味関心や生活をよく見ながら保育を考えている様子が確認できました。事業者として放課後児童健全育成事業の経験がないことなども踏まえまして、附帯条件として、新BOPや民設民営放課後児童クラブなどを訪問、見学し、学齢期の児童が求める環境設定を研究した上で空間づくりに取り組むことなどを条件に付すことといたしました。

6、選定委員会の構成については記載のとおりです。

なお、五ページに整備優先度マップを添付しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

報告は以上です。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 (14)その他の連絡事項等はありませんか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 特にないようですので、報告事項の聴取は以上といたします。

本日は、資料配付が一件ございますので、御覧になっておいてください。

それでは、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

追加議事日程資料を御準備願います。

本件を本日の議事日程に追加したいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本日の議事日程に追加することと決定いたします。

追加日程は人事に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条の規定により、非公開の会議といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なしと認め、追加日程の審議は非公開の会議により行います。

また、追加日程の審議終了後に非公開の会議を解き、本日の委員会を閉会いたします。

なお、その際には、退席した事務局職員の再出席は求めないことといたします。

非公開の会議に当たりましては、関係職員として、玉野教育政策・生涯学習部長、秋山学校教育部長、宇都宮教育総合センター長、井上教育総務課長、本田学校職員課長、山本教育指導課長、書記の大野教育総務課調整係長の出席とします。

それでは、他の事務局職員及び速記者は御退席をお願いいたします。

午前十一時三十六分非公開の会議開始

〔非公開の会議〕

午前十一時四十四分非公開の会議終了

○知久教育長 再開いたします。

次回の教育委員会は二月二十六日水曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和七年第三回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

す。

午前十一時四十四分閉会